

2 組織体制

いつ地震・津波が起きても慌てず、組織として対応できるよう体制を整備し、保育者等一人ひとりが避難訓練や研修等を通してその役割を認識し、いざというときに的確な判断と迅速な行動ができるようにしておくことが大切です。

(1) 防災対応組織

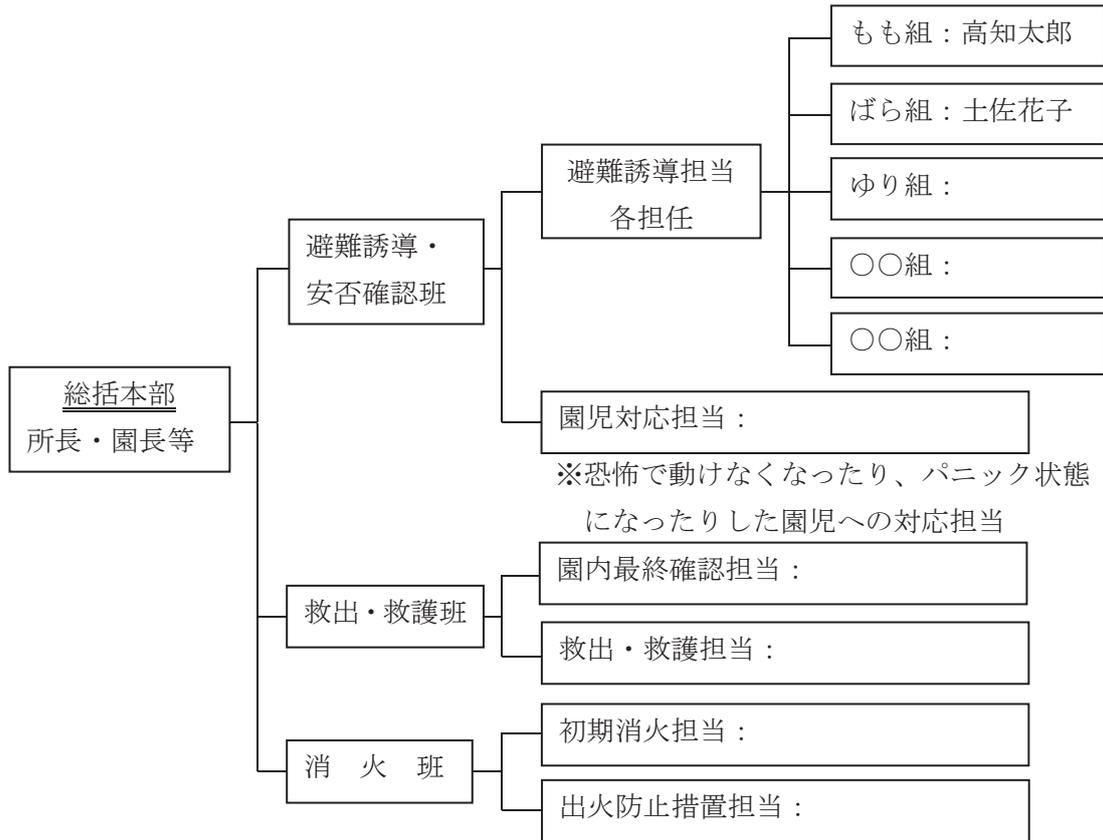
◆ 災害（地震・津波）対策本部（例）

名称	担当	氏名	主な対応
総括本部	所長・園長 教頭 等		<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等を把握し、避難の実施方法を決定 ・避難経路の安全性を確認後、避難の指示 ・二次災害等の情報収集 ・非常持ち出し品の搬出 ・区市町村等の関係機関への連絡 ・マスコミ対応
避難誘導・安否確認班	担任保育者 等		<ul style="list-style-type: none"> ・園児の安全を確保 ・園児への的確な指示（押さない、走らない、しゃべらない、戻らない） ・担当クラスの人員を確認し、負傷の有無・程度、行方不明者を本部に報告 ・非常持ち出し品（出席簿、緊急時連絡票等）の携帯 ・避難場所の確保 ・保護者への連絡
救出・救護班	担任外保育者 等		<ul style="list-style-type: none"> ・保育室、トイレ、ホール、園庭等の残留園児の確認 ・負傷者の救出 ・負傷者の応急手当 ・医療機関への連絡 ・行方不明者の搜索 ・救急用品の常備
消火班	調理員 等		<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止措置 ガスの元栓を閉める 電気のブレーカーを切る 等 ・初期消火活動

※総括者不在時の順次代理者を決めておく。

※園児や保育者等の人数など、各園の実態に応じた体制・対応とする。

◆ 地震・津波発生時の役割分担（例）



※園児や保育者等の人数など、各園の実態に応じた役割分担とする。

(2) 保育者等の参集基準

地震・津波発生時、必要な対応を円滑に実施するため、発表される地震や津波の情報等に応じた保育者等の参集基準を作成し、あらかじめ保育者等で確認しておくことが必要です。

また、被災者となった保育者等の状況に応じた配慮も必要です。

① 開所時間内の参集基準

保育中の場合、保育者等は所長・園長等の指示のもと直ちに災害対応体制をとることになりますが、研修等で各園を離れている保育者等や勤務のローテーションにより休日や退勤となっている保育者等も出勤し、体制強化のため事前に定められた役割分担により対応することが必要です。

② 休日・夜間等の震災時における参集基準（例）

配備体制	配備基準	参集基準
第1 配備 警戒体制	津波 注意報 が発表	津波・浸水が想定される園においては、所長・園長及びあらかじめ指定する保育者等（1～2名）を配備
第2 配備 厳重警戒体制 必要に応じ 災害対策本部設置	震度4 以上の地震が発生	所長・園長及びあらかじめ指定する保育者等（3～4名）を配備
	津波 警報 が発表	津波・浸水が想定される園においては、所長・園長及びあらかじめ指定する保育者等（3～4名）を配備
第3 配備 災害対策本部設置	震度5弱 の地震が発生	所長・園長及びあらかじめ指定する保育者等（5割以上）を配備
	震度5強 の地震が発生	原則として保育者等の全員を配備
	大津波 警報 が発表	原則として保育者等の全員を配備

※保育者等の緊急連絡網を整備する。

※津波の危険性のある地域では、別途参集場所を決めておく。

※保育者等の人数や各園の実態に応じた体制を決めておく。

③ 参集時の移動手段

交通機関が途絶した場合を想定し、自宅から各園や事前に定めた参集場所までの経路を各自で確認しておきます。道路が寸断されることもあるので、複数の経路と移動手段を確認しておくことが必要です。

ワンポイント

〈参集前にチェック〉

- ・自分自身及び家族の安全を守る。
- ・家族の安否確認後、出勤する。
- ・火元の確認をする。
（ガスの元栓を閉める、電気のブレーカーを切る。）
- ・テレビやラジオ等により情報を把握する。

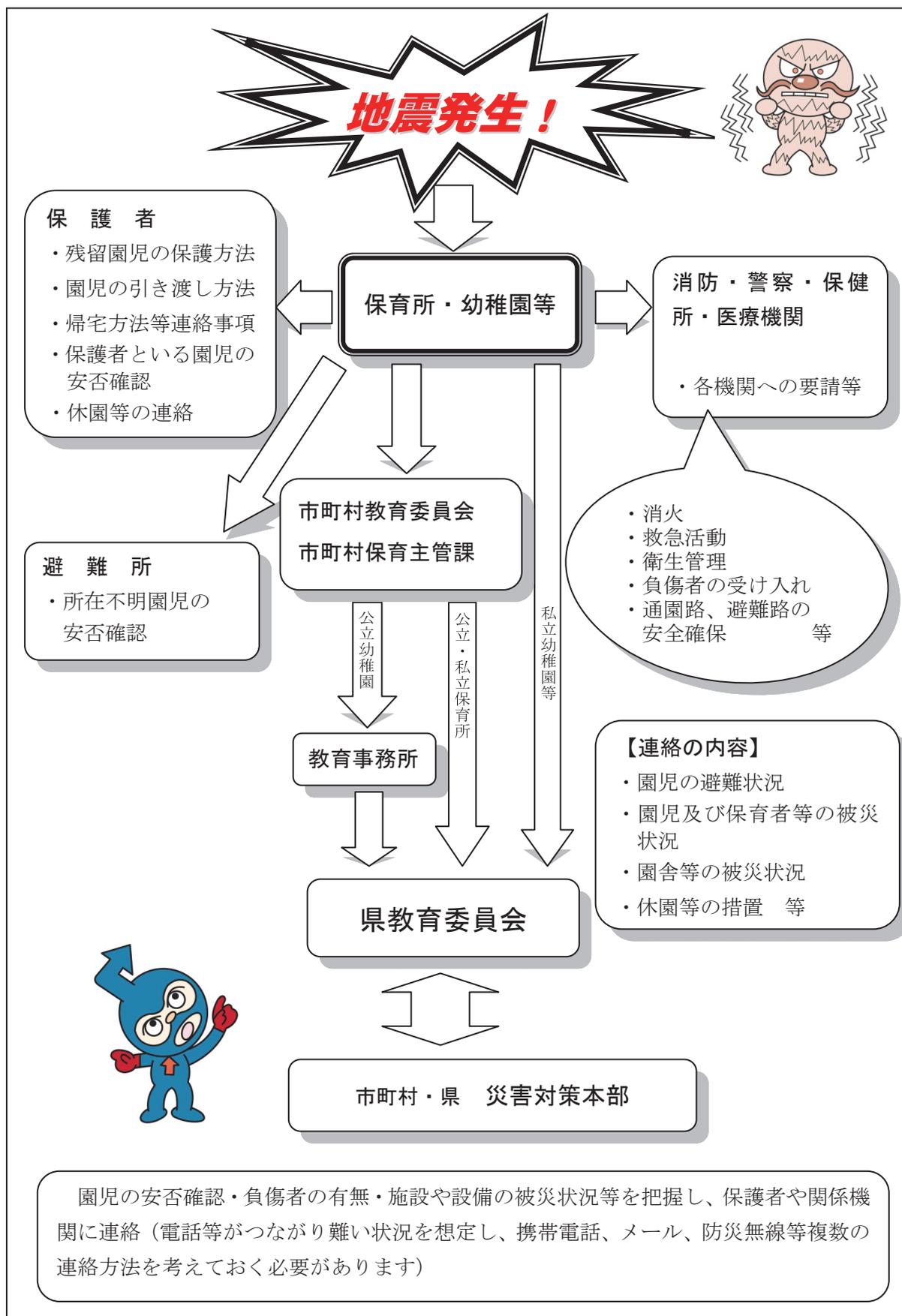


④ 休日・夜間等の参集後の対応（例）

<p>所長・園長等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園児、保育者等の安否確認をする。 ・施設等の安全確認をする。 ・関係機関に情報連絡をする。 ・休園等の措置について決定する。 <p>※所長・園長等が不在の場合は、順次代理者が指示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園児、保護者、保育者等の安否について情報共有をする。
<p>保育者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園児、保護者の安否確認をする。 ・園児の避難状況等の情報収集を行う。 ・施設等の安全確認をする。 ・その他、所長・園長等の指示に従い臨機応変に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の対応について共通理解する。

(3) 関係機関との連絡体制

① 緊急連絡体制 (例)



② 防災関係機関連絡先一覧（例）

【県・市町村】

	電 話	F a x	備考（防災無線等）
県教育委員会			
幼保支援課	088-821 - 4881	088-821 - 4774	
市町村教育委員会			
総務施設担当課			
学校教育担当課			
市町村保育主管課			
首長部局			
防災担当課			
支 所			
市 民 館			
公 民 館			
保健センター			

【関係機関】

	電 話	F a x	備考（防災無線等）
〇〇消防署			
〇〇警察署			
〇〇保健所			
〇〇病院			
△△水道局			
□□ガス会社			
▽▽電力会社			

※電話がつながり難い状況を想定し、防災無線等複数の連絡方法を考えておく必要があります。

緊急連絡体制・関係機関連絡先は見やすい場所に掲示し、
非常持ち出し品にも入れておきましょう。



トラフ博士